

○国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程

〔平成16年7月29日〕
〔法人規程第45号〕

改正 平成18年法人規程第44号
平成20年法人規程第37号
平成23年法人規程第56号
平成25年法人規程第22号
平成26年法人規程第1号
平成26年法人規程第45号
平成26年法人規程第61号
平成26年法人規程第79号
平成30年法人規程第53号
令和元年法人規程第9号
令和元年法人規程第12号

国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下「外部資金研究取扱規則」という。）第10条の規定に基づき、外部資金研究における共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 共同研究の申込みをしようとする企業等（外部資金研究取扱規則第1条に規定する企業等をいう。以下同じ。）は、所定の申込書を学長に提出するものとする。

(受入れの可否の決定)

第3条 学長は、前条の申込書を受理したときは、当該共同研究に係る大学教員の所属する系の系長と協議の上、その受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教育研究施設の業務に従事する大学教員等（外部資金研究取扱規則第2条第1号に規定する大学教員等をいう。以下同じ。）が当該施設において共同研究を行う場合には、当該施設の長（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあっては当該部局長）と協議の上、受入れの可否を決定することができる。

(決定の通知)

第4条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、所定の受入れ決定通知書により、企業等及び契約担当役に通知するものとする。

(共同研究契約)

第5条 契約担当役は、前条の通知に基づき、速やかに、企業等と共同研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、共同研究契約を締結したときは、直ちに、学長に通知するものとする。

3 学長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、系長又は教育研究施設の長（以下「系長等」という。）を経て、共同研究を担当する大学教員等（以下「共同研究担当者」という。）にその旨を通知するものとする。

(共同研究の開始)

第6条 共同研究担当者は、研究経費の納付された日から、共同研究を開始するものとする。ただし、研究経費を後納又は分納として学長が受入れを決定し、契約担当役が契約を締結したときは、この限りでない。

(中止又は期間の延長)

第7条 共同研究担当者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、企業等と協議の上、直ちに、その旨を系長等を経て学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、所定の中止・延長決定通知書により、契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、直ちに、企業等と変更契約を締結するものとする。

(完了の報告)

第8条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、所定の完了報告書により、系長等を経て、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、所定の完了通知書により、契約担当役に通知するものとする。

(研究者の受入れ)

第9条 企業等に属する研究者を受け入れる場合は、企業等共同研究員として受け入れるものとする。

2 企業等共同研究員は、企業等において現に研究業務に従事し、共同研究のために企業等に在職のまま、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に派遣される者とする。

(研究料)

第10条 企業等共同研究員の研究料の額は、年額44万円とし、四半期ごとに年額の4分の1に相当する額を納付することができる。

2 納付された研究料は、原則として、返付しない。

(共同研究に要する経費等の負担)

第11条 共同研究に要する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 法人における共同研究の場合

ア 法人は、共同研究担当者の人件費を負担するものとする。ただし、企業等がその一部を負担することを妨げるものではない。

イ 法人は、法人の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

ウ 企業等は、ア及びイにより法人が負担するもののほか、特に必要となる設備費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び法人の産学連携推進活動のための産学連携関連経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

エ 法人は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、ウの直接経費の一部を、必要に応じ、予算の範囲内において、負担することができる。

(2) 法人及び企業等における共同研究の場合

前号の経費に加え、企業等における研究に要する経費等は、企業等が負担するものとする。

2 前項第1号ウに規定する間接経費は、直接経費の20パーセントに相当する額（次項第2号において「標準額」という。）とする。ただし、企業等が間接経費の率についてこれを超える率を定めているときは、別途協議し定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、間接経費の率を変更することができるものとする。

(1) 企業等が国、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体から補助金等を受け、又はその委託により法人と共同で研究する者であって、間接経費の率が指定されている場合

(2) 企業等が国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情により間接経費が標準額を下回る場合で、学長がやむを得ないと認めるとき

(設備等の取扱い)

第12条 共同研究の遂行上、法人において新たに取得した設備又は備品（以下「設備等」という。）は、法人の所有に属するものとする。ただし、法人及び企業等が共同研究契約において別の定めをしたときはこの限りでない。

2 前項の設備等は、必要に応じ、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第22条第4項の規定により、企業等に対し、無償で譲渡することができる。

3 共同研究の遂行上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。

4 共同研究のうち法人において行うものの遂行上必要な場合には、企業等から、その所有に属する設備を受け入れることができる。

(研究場所)

第13条 共同研究担当者は、当該共同研究の遂行上必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、共同研究担当者が当該企業等の施設において研究を行うときは、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(特許の出願等)

第14条 学長及び企業等は、共同研究により発明が生じたときは、速やかに、相互に通報するとともに、当該発明に係る権利の帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。この場合において、学長は、国際産学連携本部に、当該発明に係る権利の帰属について審議させるものとする。

2 学長及び企業等は、速やかに発明に係る権利の帰属を決定できるよう、共同研究の契約時に、相互の役割分担等を協議の上、定めるものとする。

3 学長（国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。次項において知的財産規則という。）及びこれに基づく法人の規則の規定により法人が発明に係る権利を承継しないときは、共同研究担当者）又は企業等は、共同研究担当者又は企業等共同研究員が、共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び企業等は、共同研究担当者及び企業等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、知的財産規則及びこれに基づく法人の規則の規定により法人が発明に係る権利を承継しないときは、この限りでない。

5 前項本文の場合において、学長は、当該共同出願契約の内容等について、国際産学連携本部に審議させるものとする。

(特許権等の実施)

第15条 学長は、外部資金研究取扱規則第9条第1項に規定する独占的に通常実施権を設定する期間を、必要に応じて、更新することができるものとする。

2 学長は、共同研究により生じた発明に係る企業等と共有する特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、企業等の指定する者又は企業等の同意を得て学長が指定する者に対し、期間を定めて、独占的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

3 学長は、企業等、その指定する者及び企業等の同意を得て学長の指定する者が、法人が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を独占的に実施することができる期間において、学長と企業等が協議して定める事業化する期間を超えて、正当な理由なく実施しないときは、企業等又はその指定する者の意見を聴取の上、企業等、その指定する者及び企業等の同意を得て学長が指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

4 前3項の規定より、法人が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を法人と共有する企業等が実施するときは、実施契約を締結す

るものとする。

(実用新案権等への準用)

第16条 前2条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに植物の新品種に係る育成者権及び品種登録を受ける権利について準用する。

(秘密の保持)

第17条 学長及び企業等は、共同研究契約において、共同研究の遂行上、相手方から提供若しくは開示を受け、若しくは知り得た情報又は共同研究の結果得られた成果について、非公開とすることができるものとする。

(法人細則への委任)

第18条 この法人規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成16年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程の施行の際現に受入れている共同研究については、この法人規程の規定により受入れたものとみなす。

附 則 (平18.6.22法人規程44号)

この法人規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平20.5.8法人規程37号)

この法人規程は、平成20年5月8日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.9.29法人規程56号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平25.2.28法人規程22号)

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平26.1.7法人規程1号)

1 この法人規程は、平成26年1月7日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程は同年1月1日から適用する。

2 この法人規程の施行の際、現に受け入れている企業等共同研究員の研究料の額及び受け入れ

る企業等共同研究員の研究期間の終了日が平成26年3月31日までの間の企業等共同研究員の研究料については、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平26.3.27法人規程45号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.6.1法人規程61号）

この法人規程は、平成26年6月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程は同年4月1日から適用する。

附 則（平26.12.19法人規程79号）

この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程53号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元.6.27法人規程9号）

- 1 この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日前において、共同研究に係る申込書を受理している場合にあっては、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令元.9.27法人規程12号）

- 1 この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日前に受け入れている企業等共同研究員の研究料の額については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。